

事務連絡
令和8年3月30日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿
(各地方整備局等水道担当経由)

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

「水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」及び「水道法施行規則の一部改正等における留意事項について」の送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日「水道法施行規則の一部を改正する省令」(令和8年環境省令第7号)が公布され、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

これを踏まえ、環境省から「水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」及び「水道法施行規則の一部改正等における留意事項について」が別添のとおり発出されましたので、送付いたします。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道設置者及び町村に対して、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道設置者に対して、本件を周知していただくようお願いいたします。

[添付資料]

- ・水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）
- ・水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における留意事項について

国土交通省 水管理・国土保全局
水道事業課

TEL : 03-5253-8111(34435, 34438, 34439)

担当：山口、小林、小泉

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

各

都道府県
市
特別区

 水道行政担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局環境管理課長
(公 印 省 略)

水道法施行規則の一部改正等における留意事項について

「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 8 年環境省令第 7 号）の公布並びに水質管理目標設定項目の一部改正については、「水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」（令和 8 年 3 月 27 日付け環水大管発第 2603271 号）にて環境省水・大気環境局長より通知されたところで

す。これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項を取りまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、御了知の上、貴管内の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に対する周知指導について、特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であり、国土交通大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、国設置専用水道の設置者並びに登録水質検査機関には別途通知していることを申し添えます。

記

第 1 留意事項について

今回の改正は、定期的健康診断の頻度の見直しに併せて、発熱・下痢等の確認や必要に応じて臨時の健康診断を行うなど柔軟かつ迅速な対応を推奨することで、安全性を確保しながら効率的かつ実態に即した対応が可能とすることを目的としたものです。その考え方については第 2 の関係通知の改正によりお示しします。

第 2 関係通知の改正

厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）の一部改正について

本文、別添 4 及び別添 5 を別紙新旧対照表のとおり改正すること。

第 3 適用期日

令和 8 年 4 月 1 日から適用されること。

別紙

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)関係 1～3 (略)</p> <p>4 第16条関係(健康診断)</p> <p>(1) 病原体検査は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、<u>腸管出血性大腸菌(0157等)</u>、赤痢アメーバ、サルモネラ及びノロウイルス等について行うものとし、急性灰白髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意すること。</p> <p>(2) <u>水道施設所在地近傍において腸管出血性大腸菌(0157等)感染症やノロウイルスが流行した場合や、対象とされる感染症の流行している地域に水道業務に従事する者が渡航した場合には、本人や本人と同居する者に対して発熱・下痢等がないことの確認を行うこと。発熱・下痢等の症状が見られる場合には、必要に応じて臨時の健康診断を行うこと。</u></p> <p>(3) 病原体検査は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行うこと。</p> <p>(4) <u>水道法第21条第2項で定める健康診断に関する記録の保存期間は実施日から起算して1年間とされているが、記録がない状態を避けるため、少なくとも次の健康診断の結果が得られるまでは記録を破棄しないこと。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)関係 1～3 (略)</p> <p>4 第16条関係(健康診断)</p> <p>(1) 病原体検査は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意すること。</p> <p>(2) 病原体検査は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行うこと。</p> <p>5 (略)</p>

第2～4 (略)

別添4

目標 15 農薬類

前文 (略)

表1 農薬類検査方法一覧

農薬名	検査方法	別添方法
(略)	(略)	(略)
カルタップ 注5)	LC-MS法	別添方法 20 の2
(略)	(略)	(略)

注1)～注4) (略)

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。なお、チオシクロラム分解物由来のネライストキシンが含まれる可能性がある。

別紙2

農薬名	目標値	検査方法	定量下限値 (mg/L)
1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0.06	PT-GC-MS法: 参考 HS-GC-MS法: 参考	0.0001 0.0001
(略)	(略)	(略)	(略)
オキシシン銅(有機銅)	0.03	固相抽出-LC-MS法	0.00005

第2～4 (略)

別添4

目標 15 農薬類

前文 (略)

表1 農薬類検査方法一覧

農薬名	検査方法	別添方法
(略)	(略)	(略)
カルタップ 注5)	LC-MS法	別添方法 20 の2
(略)	(略)	(略)

注1)～注4) (略)

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

別紙2

農薬名	目標値	検査方法	定量下限値 (mg/L)
1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05	PT-GC-MS法: 参考 HS-GC-MS法: 参考	0.0001* 0.0001*
(略)	(略)	(略)	(略)
オキシシン銅(有機銅)	0.03	固相抽出-LC-MS法	0.00005

		(P) LC-MS法 (P)	0.0004*
(略)	(略)	(略)	(略)
カルタップ	0.05	LC-MS法 (P)	0.001* (ネイストキシとして)
(略)	(略)	(略)	(略)
クロルタルジメチル (TCTP)	0.003	固相抽出-GC-MS法	0.000006
(略)	(略)	(略)	(略)
フルアジホップ	0.01	LC-MS法 (P)	0.0003*
(略)	(略)	(略)	(略)

		(P) LC-MS法 (P)	0.0004
(略)	(略)	(略)	(略)
カルタップ	0.08	LC-MS法 (P)	0.001 (ネイストキシとして)
(略)	(略)	(略)	(略)
クロルタルジメチル (TCTP)	二	固相抽出-GC-MS法	0.000006
(略)	(略)	(略)	(略)
フルアジホップ	0.01	LC-MS法 (P)	0.0003
(略)	(略)	(略)	(略)

別添5 水質基準項目の測定精度

前文 (略)

項目	基準値	検査方法	変動係数
1~2	(略)	(略)	(略)
3	カドミウム及びその化合物 カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	フレイムレス-原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法 連続流れ分析-ICP-MS法	10% 10% 10% 10%
4	水銀及びその化合物 水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	連続流れ分析-ICP-MS法 還元気化-原子吸光度法	10% 10%
5	セレン及びその化合物 セレンの量に関して、0.01mg/L以下	フレイムレス-原子吸光度法 ICP-MS法 連続流れ分析-ICP-MS法	10% 10% 10%

別添5 水質基準項目の測定精度

前文 (略)

項目	基準値	検査方法	変動係数
1~2	(略)	(略)	(略)
3	カドミウム及びその化合物 カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	フレイムレス-原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10%
4	水銀及びその化合物 水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光度法	10%
5	セレン及びその化合物 セレンの量に関して、0.01mg/L以下	フレイムレス-原子吸光度法 ICP-MS法	10% 10%

			水素化物発生—原子吸光度法 水素化物発生—ICP法	10% 10%				水素化物発生—原子吸光度法 水素化物発生—ICP法	10% 10%
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光度法 ICP法 ICP—MS法 連続流れ分析—ICP—MS法	10% 10% 10% 10%	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光度法 ICP法 ICP—MS法	10% 10% 10%
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光度法 ICP—MS法 連続流れ分析—ICP—MS法 水素化物発生—原子吸光度法 水素化物発生—ICP法	10% 10% 10% 10% 10%	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光度法 ICP—MS法 水素化物発生—原子吸光度法 水素化物発生—ICP法	10% 10% 10% 10%
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	フレイムレス—原子吸光度法 ICP法 ICP—MS法 連続流れ分析—ICP—MS法	10% 10% 10% 10%	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	フレイムレス—原子吸光度法 ICP法 ICP—MS法	10% 10% 10%
9～12	(略)	(略)	(略)	(略)	9～12	(略)	(略)	(略)	(略)
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	ICP法 ICP—MS法 連続流れ分析—ICP—MS法	10% 10% 10%	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	ICP法 ICP—MS法	10% 10%
14～27	(略)	(略)	(略)	(略)	14～27	(略)	(略)	(略)	(略)
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムごとに、それぞれ24の項、26の項、30の項及び31の項に掲げる方法	—	28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムごとに、それぞれ23の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる方法	—
29～32	(略)	(略)	(略)	(略)	29～32	(略)	(略)	(略)	(略)
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	フレイムレス—原子吸光度法 フレイム—原子吸光度法 ICP法 ICP—MS法 連続流れ分析—ICP—MS法	10% 10% 10% 10% 10%	33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	フレイムレス—原子吸光度法 フレイム—原子吸光度法 ICP法 ICP—MS法	10% 10% 10% 10%
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	フレイムレス—原子吸光度法 ICP法 ICP—MS法 連続流れ分析—ICP—MS法	10% 10% 10% 10%	34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	フレイムレス—原子吸光度法 ICP法 ICP—MS法	10% 10% 10%
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	フレイムレス—原子吸光度法 フレイム—原子吸光度法	10% 10%	35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	フレイムレス—原子吸光度法 フレイム—原子吸光度法	10% 10%

			ICP法 ICP-MS法 連続流れ分析-ICP-MS法	10% 10% 10%			ICP法 ICP-MS法	10% 10%	
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	フレイムレス-原子吸光度法 フレイム-原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法 連続流れ分析-ICP-MS法	10% 10% 10% 10% 10%	36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	フレイムレス-原子吸光度法 フレイム-原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10% 10%
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	フレイムレス-原子吸光度法 フレイム-原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法 連続流れ分析-ICP-MS法 イオンクロマトグラフ法 (陽イオン)	10% 10% 10% 10% 10% 10%	37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	フレイムレス-原子吸光度法 フレイム-原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法 イオンクロマトグラフ法 (陽イオン)	10% 10% 10% 10% 10%
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	フレイムレス-原子吸光度法 フレイム-原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法 連続流れ分析-ICP-MS法	10% 10% 10% 10% 10%	38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	フレイムレス-原子吸光度法 フレイム-原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10% 10%
39	(略)	(略)	(略)	(略)	39	(略)	(略)	(略)	(略)
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	フレイム-原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法 連続流れ分析-ICP-MS法 イオンクロマトグラフ法 (陽イオン) 滴定法	10% 10% 10% 10% 10% 10%	40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	フレイム-原子吸光度法 ICP法 ICP-MS法 イオンクロマトグラフ法 (陽イオン) 滴定法	10% 10% 10% 10% 10%
41~47	(略)	(略)	(略)	(略)	41~47	(略)	(略)	(略)	(略)
48	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法	— —	48	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法	—
49~52	(略)	(略)	(略)	(略)	49~52	(略)	(略)	(略)	(略)

各〔都道府県知事
市 長
特別区長〕 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）

今般、「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 8 年環境省令第 7 号）が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなりました（ただし、同省令第 52 条の改正規定は、公布の日から施行）。

また、厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）の一部を別紙のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとなりました。

下記について御了知の上、貴管内の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に対する周知指導について、特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であり、国土交通大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、国設置専用水道の設置者並びに登録水質検査機関には別途通知していることを申し添えます。

記

第 1 改正の趣旨

1 水道法施行規則の改正

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 21 条第 1 項に規定される定期の健康診断の頻度は、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 16 条第 1 項により定められています。

今般、デジタル庁から「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が示され、更なる規制見直しの一環として、定期の健康診断の周期の延長についての検討が求められたことを契機として、所要の改正を行うものです。

2 局長通知の一部改正

本文及び別添 2 に定めた農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リストについて、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、目標値等を改正するものです。

第 2 改正の概要

1 水道法施行規則の改正

定期の健康診断の頻度を、「おおむね 6 箇月」から「おおむね 1 年」に改正すること。

2 局長通知の一部改正

本文に検査対象農薬の選定時の留意事項を追加すること。また、別添 2 中 1, 3-ジクロロプロペン、カルタップについて、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基

づき、目標値を変更すること。その他、所要の改正を行うこと。

第3 施行日及び適用日

第2の1の改正事項については、令和8年4月1日から施行されること。

また、第2の2の改正事項については、令和8年4月1日から適用されること。

別紙

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第 4 水質管理目標設定項目</p> <p>2 農薬類について</p> <p>水質管理目標設定項目のうち農薬類については、下記の式で与えられる検出指標値が 1 を超えないこととする「総農薬方式」により水質管理目標設定項目に位置づけることとしたこと。</p> $DI = \sum_i \frac{DV_i}{GV_i}$ <p>ここで、DI は検出指標値、DV_i は農薬 i の検出値、GV_i は農薬 i の目標値であること。なお、農薬 i の検出値 DV_i が当該農薬 i の定量下限値を下回った場合、当該農薬 i の検出値は DV_i は 0 として取り扱うこと。</p> <p>測定を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するものであるが、検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬を別添 2 のとおりリストアップしたこと。<u>出荷・散布される農薬と検出される農薬は異なる場合がある。特に、代謝物や分解物が測定対象となっている場合には、それらの検出可能性も考慮して、検査対象農薬の選定の際には留意すること。</u></p> <p>なお、これらの農薬以外の農薬についても、地域の実情に応じて測定を行い、総農薬方式による評価を行うこと。</p>	<p>第 4 水質管理目標設定項目</p> <p>2 農薬類について</p> <p>水質管理目標設定項目のうち農薬類については、下記の式で与えられる検出指標値が 1 を超えないこととする「総農薬方式」により水質管理目標設定項目に位置づけることとしたこと。</p> $DI = \sum_i \frac{DV_i}{GV_i}$ <p>ここで、DI は検出指標値、DV_i は農薬 i の検出値、GV_i は農薬 i の目標値であること。なお、農薬 i の検出値 DV_i が当該農薬 i の定量下限値を下回った場合、当該農薬 i の検出値は DV_i は 0 として取り扱うこと。</p> <p>測定を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するものであるが、検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬を別添 2 のとおりリストアップしたこと。</p> <p>なお、これらの農薬以外の農薬についても、地域の実情に応じて測定を行い、総農薬方式による評価を行うこと。</p>

別添1 水質管理目標設定項目			
	項目	目標値	検査方法
1～16	(略)	(略)	(略)
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	フレイム原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法、連続流れ分析-ICP-MS法、イオンクロマトグラフ法、滴定法
18～31	(略)	(略)	(略)

別添2 農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リスト

番号	農薬名	用途	目標値(mg/L)	検査方法
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)注1)	殺虫剤	0.06	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
2～27	(略)	(略)	(略)	(略)
28	カルタップ注5)	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.05	LC-MS法
29～115	(略)	(略)	(略)	(略)

注1)～注4) (略)

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。なお、チオシクロラム分解物由来のネライストキシンが含まれる可能性がある。

注6)～注11) (略)

別添1 水質管理目標設定項目			
	項目	目標値	検査方法
1～16	(略)	(略)	(略)
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	フレイム原子吸光度法、ICP法、連続流れ分析-ICP-MS法、イオンクロマトグラフ法、滴定法
18～31	(略)	(略)	(略)

別添2 農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リスト

番号	農薬名	用途	目標値(mg/L)	検査方法
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)注1)	殺虫剤	0.05	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
2～27	(略)	(略)	(略)	(略)
28	カルタップ注5)	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.08	LC-MS法
29～115	(略)	(略)	(略)	(略)

注1)～注4) (略)

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注6)～注11) (略)